

ドイツにおける環境法と環境政策：ドイツ法・政治システムを背景として

D. ヤーラス, ハンス
ミュンスター大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2196>

出版情報：法政研究. 67 (1), pp.169-186, 2000-08-10. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ドイツにおける環境法と環境政策

——ドイツ法・政治システムを背景として

ハンス・D・ヤーラス

角松生史 訳

(原題) "Umweltrecht und Umweltpolitik in Deutschland. Vor dem Hintergrund des deutschen Rechts- und Politiksystems", Prof. Dr. Hans D. Jarass, LL.M)

I 環境政策・環境法の基礎としての政治システム

諸国における環境法の相違と類似は、この法領域における法規定と裁判例のみを比較するだけでは、不十分にしか理解され得ないでしょう。ある国における大気汚染防止のための法規定と、もう一つの国における相応する規定とが、きわめて類似していることがあります。にもかかわらず、その実際の意義は、法的・制度的構造における相違点によって、きわめて異なった結果となることもありうるのです。逆にこれら構造によって、規定のきわめて異なった文言が類似した効果へと到達することもありえます。それゆえ、ドイツ環境法とその意義とを理解するには、ドイツの法・政治システム

講演

テムのいくつかの基本的特質に立ち入って考察することが必要になります。⁽¹⁾ 私はここで、しばしばドイツの状況とアメリカ合衆国におけるそれとを比較することにします。残念ながら日本のそれとはありません。それをするには、日本の法・政治システムについての私の知識はあまりに乏しいものです。この点について、お許しとご海容をお願いする次第です。しかし、(講演後の) 質疑応答では、日本についてより多くを知り、また学べることも楽しみにしています。

1 連邦制

(a) ドイツは、「ラント」(州) と呼ばれる一六の支分国の集合からなる連邦国家です。州の憲法上の地位は比較的強いものです。固有の立法権、そして何よりも、広範な行政権限を有しています。⁽²⁾ これらの州権限を、連邦は侵害したり削減することはできません。ラントの権限を毀損する連邦法は無効です。州は、その高権的権限を連邦が侵害したと考えるときには、連邦憲法裁判所に出訴することができます。そのため、連邦法が無効と宣言されることや、連邦の議会(Bundesparlament) ^(訳注1) が法規定 (Vorschriften) を制定しようと思ってもできないこと⁽³⁾ がしばしばあります。

ここまで述べてきた特徴は、連邦制国家にとって珍しいものではありません。しかし、ドイツの連邦国家システムには、同じく連邦国家として編成されているアメリカ合衆国にはあてはまらないような特性もあります。それら特性のいくつかについてここでお話しすることにします。まず一般的に確認すべきこととして、ドイツでは連邦の権限と州の権限とが、アメリカ合衆国よりも強く、相互に結合・連結されているということがあります。

(b) ドイツの憲法である基本法は、環境法の大部分の領域について、連邦に立法の権限を与えています。⁽⁴⁾ そのため、ド

イツの環境法の大部分は連邦法です。州は、その限りにおいては、アメリカ合衆国の州 (Einzelstaaten) よりも明らかに小さい役割しか果たさないこととなります。しかしここで見過ごしてはならないのは、連邦参議院 (Bundesrat) を通じて州が連邦の立法に参画しているということです。⁽⁵⁾ 連邦参議院は、連邦の議会の第二院のようなものです。第一院は連邦議会 (Bundestag) です。連邦参議院は州政府の關係閣僚から構成されています。連邦参議院が例えば環境問題に取り組む際は、州政府は通常州環境大臣を代表者として送ります。加えて、その代表者は、州政府の指示があった場合、それに拘束されます。従って、連邦参議院は、子細に見るならば、諸州の機関であつて、それを通じて諸州が連邦の立法権に参画しているのだということができません。そのため、アメリカ合衆国の上院のような第二院とは本質的に異なっています。

多数の連邦法および連邦政府の政令・行政規則は、連邦参議院の同意、したがつて過半数の州の同意を要します。⁽⁶⁾ 州は、この方法によつて、法律の執行にあつての経験を持ち込むことができます。また、注目すべき事に、州は必要と考える規制の「実現の」ために、州法を制定するかわりに、連邦参議院を通じて、新たな連邦法の法案を提出することができるのです。⁽⁷⁾

(c) 例えばアメリカ合衆国における状況と異なり、ドイツにおける州は、州法だけでなく多数の連邦法を執行します。⁽⁸⁾ 一定の例外—環境法の領域にもこの例外は存しますが—⁽⁹⁾ を別とすれば、連邦法を執行するのは州官庁であつて連邦官庁ではありません。したがつて、法律の執行の領域では、(ドイツの) 州は、アメリカの州よりもたいへん多くの権限を有していることとなります。これは、立法の領域における先の所見「州立法権の対象領域の小ささ」に一定程度補いをつける結果をもたらすこととなります。こちらの領域では、連邦ができることは少ないのです。特に連邦は、特別の場合

合を別にすれば、個別事例における指示を発したり、州が連邦法を連邦の意に添わないように執行しているからといって自ら執行するということはできません。連邦ができることは、連邦法を法規命令、そしてとりわけ行政規則によって具体化することだけです。このことは重要です。裁判所が連邦法の統一的適用に寄与することになるからです。⁽¹⁰⁾

2 裁判所の影響力

(a) 一般的に言って、ドイツの裁判所は大きな影響力を有しています。その理由はさしあたり、まさに日本と比較して、ドイツ人がたいへんに訴訟をよく用いる (Klagereifigkeit) ということに求められるでしょう。裁判手続をとることは、自らの権利を実現するためには当然のことであり、正当な手段であるとみなされているのです。そこで環境法にとって重要な限りで、ドイツの裁判システムを見てみることにしましょう。

ドイツ憲法は、基本法一九条四項で個人の権利を侵害するおそれのある国家行為に対して、包括的な権利保護を保障しています。⁽¹¹⁾ 法律の公布と裁判判決を例外として、あらゆる国家活動について、それが原告の権利を毀損すると主張して、裁判を起すことが可能なのです。

裁判権にはさまざまな部門 (Teilen) があります。服すべき手続規則が異なる部分もありますが、全て独立の裁判所によるものです。環境行政を統制するのは、とりわけ行政裁判所の任務です。ドイツの環境法は何よりも行政法で、私法や不法行為法は—日本と異なり—小さい役割しか果たしませんから、行政裁判所が特に重きをなすこととなります。補償の分野については民事裁判所が権限を有します。環境犯罪は刑事裁判所の管轄です。

行政法の領域における包括的権利保護^(訳注2)は、ドイツにおける行政法的権利保護の目標が個人的権利の保障であるという事実によって、一定の制約を受けています。その結果として、訴訟要件たる原告適格が制限を受けるのです。環境汚染者に対する国家介入を裁判で強制しようとする第三者による訴訟の場合、それら第三者が固有の権利に影響を受けたかどうか問題にされます。そのため、環境汚染的施設から遠く離れたところに住んでいる原告には、通常、環境負担を生ずる活動への許認可に対して訴訟を起こす資格がありません⁽¹²⁾。組合・団体の場合も同様です。自然保護法に限って、環境保護団体が一定の訴権を有しています⁽¹³⁾。

原告適格におけるこのような制限的態度とは異なつて、適法な訴訟の場合の統制密度は、国際的に比較するとドイツはとても高いと言えます。ただしそう言えるのは実体的問題についてであつて手続的問題についてはないですが。第一審・第二審の行政裁判所は、法的問題のみならず、事実的状况も全て調査します。アメリカ合衆国でしばしば見られる、行政による事実確定の基礎の上にのみ立脚した統制は、まさに環境の分野では排除されています。もう一つ重視されるべきなのは、特にアメリカの裁判官との比較における、ドイツの裁判官の高度の専門性です。裁判権のさまざまな部門それぞれの専門化については既に述べました。のみならず、行政裁判所内部においても、事例は専門分野毎に割り当てられます。裁判所の特定の部 (Kammer, Senat) が特定の環境法分野のみを担当するといったことがしばしば起こるのです。その結果として、行政裁判官は、当該法領域（たとえばイミッシオン防護法）のとても豊富な知識を有するだけでなく、この領域の技術的・自然科学的問題についても最高の知見を有していることになるのです。

(b) 裁判所が環境法・環境政策の領域で重要なアクターであるということには、これら全てのことが寄与しています。七〇年代には、裁判所は環境法の執行に顕著な形で介入し、その結果間接的に環境政策にも介入することになりました。

たとえば核エネルギー施設のようないくつかの領域では、裁判所が広汎に最終的行政決定の役割を引き受けました。八〇年代の終わり頃にはこの傾向は明らかに弱まりましたが、それは、裁判所が環境法の形成と発展に大きい影響を及ぼしているということをいささかも変えるものではありませんでした。

3 ヨーロッパ連合

(a)最後に触れなければならないのは、今日のドイツにおける環境法と環境政策は（他の多くの政治領域と同様）、EU、特にECの甚大な影響を無視しては理解されえないことです。これには質的根拠と量的根拠があります。質的観点からみると、EC法は国際法に比べ、国内的効力をより強く有します。これら効力は、連邦国家における中央政府の権力の効果に、多くの観点で類似しています。⁽¹⁴⁾

量的観点からは、ECが既に環境法の領域で数百もの法律を制定していることが重要⁽¹⁵⁾です。環境法の全ての分野において、今日では、EC法が直接あるいは間接に用いられています。このようなECの活動の根拠となっているのは、EC条約における広範な環境保護権限です。それは、注目すべき事に、ドイツにおける連邦の立法権限よりも広いのです。

(b)ドイツにおけるEC環境法の一般的意義について、もう少し述べさせて頂きます。ECの加盟国の内で、環境保護の領域でドイツほど長くかつ積極的に活動している国は一部に過ぎません。少なくともかなり多くの部分領域における、ドイツ環境法の高度な発展状況に鑑みれば、EC環境法がドイツ環境法の要求よりも後退したものであることを、おそらく予想されるかも知れません。しかし、そのような例は一部でしかありません。一つには、ドイツ環境法のいくつも

の要素がEC法に入り込んでいます。例えば大気汚染防止の分野の数多くの規制がそうです。さらに、EC環境法は、たくさんの方で、とても野心的なものになっていて、部分的には、それに対応するドイツにおける要求以上のものを課しています。そして何より、EC法における数多くの環境保護規定が、ドイツで本来同じものを有さず、したがって国内環境保護法をより豊かにしているといえます。その例としては環境情報への自由なアクセスが挙げられますし、いくぶん限定されてはありますが、環境影響評価についてもこのことが言えます。⁽¹⁶⁾

もちろん否定的効果が生ずることもまたあります。おそらくもっとも重要な例は、自動車の触媒コンバーター(Katalysator)の導入の遅れでしょう。ここではEC法が長年の間、ドイツの対応する規制を妨害していたのです。しかしながら、ECの自動車排ガス基準の相応の大幅引き上げが達成されてみると、ドイツにとっての利益は国内のみの規制よりも明らかに大きいものでした。わかりきったことですが、大気汚染は、国境で一時停止はしてくれません。大陸の中に位置する内陸国であるドイツにはこのことは特に重要です。

II ドイツにおける環境法の発展

ここまで環境政策及び環境法の基礎について述べてきましたが、ここからドイツにおける環境法のこれまでの発展に関して述べ、そしてその将来を展望したいと思います。

1 ドイツ環境法のここまでの発展段階

(a)他の多くの国々と同様、ドイツの環境法もさまざまな分野や部門ごとに生じてきたものです。工場施設の排出ガスや騒音からの防護規定、水質保持規定、廃棄物除去、希少動植物保護規定は、ドイツにおいて、そもそも環境保護や環境法といった概念が形作られる以前から存在していました。これら全ての領域が共通性を有していることを、誰も意識していなかったのです。六〇年代の終わりにこの点は変わりました。⁽¹⁷⁾ 環境保護や環境法といった概念は共通財になりました。それはとりわけ、環境保護に関する事項 (Anliegen) が公衆の間で見出す関心と反響とがどんどん大きくなり続けてきたからです。⁽¹⁸⁾

これは法的には次のようなことに結実しました。しばしば前世紀にまで起源を求められる大気汚染防止、騒音防護、水質保護、自然保護、廃棄物処理に関する規制は改正され、拡大され、そして新法に取って代わられたのです。⁽¹⁹⁾ その意義の増大に対応して連邦、つまりドイツにおける中央政府は、この領域においてどんどん積極的になってきました。それ以前は連邦はこれら問題を広汎に州に委ねてきたのですが。七〇年代前半には連邦イミッション防護法、連邦自然保護法、廃棄物法、連邦森林法などの多くの環境法律が成立しました。ある程度遅れて化学物質法が続き、他方では、六〇年代初めに起源を有する連邦水管理法が七〇年代には大きく改正されたのです。これらすべての法律は、環境保護への強まりゆく必要に応えようとするものでした。⁽²⁰⁾ しかしそれらは、体裁 (Zuschnitt) や構造においては先行する規制と顕著な類似を示すものであり、その点は今日でも変わっていません。なかんずくそれら法律はそれぞれ環境の一つの物理的部分領域に限定されていた(いる)ものであり、それゆえに「部門的環境保護」と呼ぶことができるのです。⁽²¹⁾

(b)ドイツ環境法の発展の第二段階においてもなお、このような部門的構成 (sektorielle Ausrichtung) が見い出されます。この段階では、七〇年代の基本的法律が、法規命令や行政規則によって深められました。この段階で、部門的法律が「牙」を手に入れたことを、大気汚染防止の領域における大規模燃焼施設命令 (Großfeuerungsanlagenverordnung) の例が示しています。この命令は、ごく一般的に定められた連邦イミッション防護法の大気汚染防止規定を、大規模燃焼施設—特に発電所—について、重要な大気汚染物質について詳細な排出限界値を定めることで具体化したものです。このようなやり方で全ての部門において法律、法規命令、行政規則と技術的規範からなる規範ピラミッドが成立したのです。

(c)八〇年代後半には、環境法発展の第三段階が始まります。全く異なった立脚点を選択した環境法律が制定されることが増加しました。一つの手法によって環境法の全ての領域を取り扱った、言ってみれば既存の法律に横断的にまたがっているような法律が成立したのです。環境適合性評価法、環境責任法、環境情報法、環境監査に関する諸規定などについてこのことはあてはまります。興味深いことに、これら横断的法律の多くはEC法に起源を有するものです。

2 環境法典というプロジェクト

横断的法律の数の増加にもかかわらず、ドイツ環境法は今日でも、多くの分野における部門的構成によって特徴づけられています。最近制定された土壤汚染対策法 (Bodenschutzgesetz) において、部門的構成は推し進められてすらいるのです。その結果、諸部門間の調整がうまくいかないこととなります。環境と環境保護は統一的現象であって、広範な相互作用によって特徴づけられているということが十分理解されていません。許認可や事後的命令などの手法が、十

分な実質的根拠もなく単に歴史的理屈から、さまざまに異なつて規律されていることはさらに重荷となると言えるでしょう。それは環境法の執行にとつて重大な重荷となります。環境行政にとつてのみならず、環境法の適用者、つまり経済界や私的企業にとつてもこれは言えます。⁽²²⁾

環境法の部門的という特徴は、法を適用するさまざまな制度が並んで存在し、相互に競合することを招きます。イミッション防護法、水法、廃棄物法などをそれぞれ領国に例え、お互いが猜疑心に充ちて領地を守ろうとしていると評されているのも、⁽²³⁾ 的外れではありません。その結果は、例えばイミッション防護法と水法それぞれの代表者たちの塹壕戦 (Grabenkämpfe) というわけです。⁽²⁴⁾ 日本の十六世紀⁽²⁵⁾における「戦国時代」のように、対立する領国によつて全体状況が規定され、それを調整したり、ましてや制御する中央権力は全く欠けている状態に少し似ているかもしれません。環境保護の全体的関心にとつて、かかる闘争はまったく益のないものです。

(b)このような問題状況ゆえに、既に八〇年代において、連邦環境法を統一的構成をもつた環境法典に集束し統一しようとする—あたかも民法法典に、社会法が社会法典に法典化されたように—考えが登場していました。それにより、環境法のさまざまな部分が調和のとれたものとされ、多重的規制が単一化されるべきものとされたのです。環境法の全ての分野における許認可、命令、禁止、統制 (Kontrolle) のような中心的手法が、統一的形態で適用されなければなりません。一般的に、法律による連邦の規制が単一の立法作業の中に見出されなければならぬとされました。先ほどのイメージをもう一度用いるならば、環境法典は、このような諸領国の環境保護という共通のライヒへの集束 (Zusammenfassung) を助成することができるでしょう。加えて、それに対応した行政構造の変化も進められています。

環境法典に対して重要な異議が呈せられていることも見過ごしてはなりません⁽²⁶⁾。もつとも重要な異論は、ドイツ環境法がEC法の与件によって受ける影響がいつそう強くなり、そして将来のEC法はドイツ環境法の体系にごく限定された考慮しか払わないであろう、というものです⁽²⁷⁾。

環境法典という発想を吟味 (ausloten) して議論の土台を作るために、ドイツ環境大臣は、大学教授のグループもそれに加わる榮譽を得たのですが⁽²⁸⁾に、環境法案の草案策定を委託しました。教授草案の総論部分は一九九〇年に、各論部分は一九九三年に公表⁽²⁸⁾されました。環境法典というプロジェクトは、いくつかの批判にも関わらず、圧倒的な賛成を得たため⁽²⁹⁾、連邦環境大臣は、ほとんど実務家からなる専門委員会を任命しました。専門委員会は環境法典のあらたな草案を起草することになっていました。一九九七年に公表された専門委員会草案は、実務家の参加にもかかわらず、教授草案よりもむしろより野心的で、高い要求を掲げる (anspruchsvoll) ものになっていました。

このような事前作業の基礎の上で、一九九七年、連邦政府は環境法典法案を連邦環境省に策定させました。必要な事務は膨大でしたから、このプロジェクトは何段階にもわけて実現されねばなりません⁽³⁰⁾でした。第一段階を実現する環境法典法案Iは、本年四月に連邦環境大臣によって完成されました。しかし、本年中に法案を議会に提出するという当初の計画は、九月になって断念されることになりました。連邦がこのプロジェクトのための十分な立法権限を有しているかどうかという疑念はあまりに重大であるとみなされたのです。そのため、まずは関係する基本法の権限規定が改正されるべきであるとされました。州がそれに果たして、あるいはどの程度協力するかについては、今後を待たなければなりません。

(c) 環境法典Iは、なによりも総論的規律を内容としています。環境法の規制的手法に関する統一的規律をすることにその重点があります。(環境適合性審査が組み込まれた上での) 事業許認可について、事後的命令について、操業停止について、継続的コントロールについてです。総論のその他の重要な部分は、環境受託者と環境情報へのアクセスにかんするものです。環境法典Iの各論部分は、工場及び類似施設、廃棄物集積施設 (Deponien)、送電施設 (Leitungsanlage) に関するものです。

III ドイツ環境法のいくつかの手法について

1 規制 (Regulierung) の新しい立脚点 (Ansatz)

この考察を締めくくりにあたり、ドイツ環境法の要素をいくつか選んでみなさんに紹介したいと思います。ドイツの環境法においては、他の多くの国と同様、規制的手法、つまり、それにより一定の環境基準が貫徹されるための命令・強制の利用 (Einsatz) が支配的です。この領域からみなさんの興味を引くであろう二つの立脚点を選んでご紹介したいと思います。

(a) 第一の立脚点は、技術指向的排出 (Emission) コントロールあるいは発生源関連的立脚点と呼ばれうるものです。これは大気汚染防止の領域で発展し、後に水法の領域に引き継がれました。この立脚点の第一の特性は、それを旧来の立脚点と比較することによって明らかになります。後者は今日でも現行法ですし、新たな立脚点と並んで効果を発揮しています。旧来の立脚点は、人間の健康やその他の法益にとっての計量・計算可能なリスクを回避することを目標にし

ていました。環境保護の必要は、大気汚染の具体的影響次第だということになります。新しい立脚点はこのようなことを問題にしません。その目標は、排出を全般的に、技術的に実現可能である限り、回避することにあります。第二点に加わります。全ての種類の排出について、詳細な限界値が確定されます。この限界値は、個別の企業にとって経済的になりたちうる（vertretbar）かどうかを問わず、一般的に遵守されねばなりません。

このような立脚点の長所は、環境行政が個別施設の排出のみを問題にすればよく、侵襲（Immission）やいわんやその効果を問題にする必要がないということにあります。第二に行政は、排出と限界値のみを比較すればよいことになります。八〇年代におけるかかる立脚点の利用によって、大気汚染の領域における大きい進歩がもたらされたのです。

(b) みなさんに紹介したい第二の立脚点は、特に原因者主義の実効性を上げようとするものです。それはとりわけ廃棄物法で用いられていますが、環境問題の除去のためのコストを、そのような問題をそもそも発生させない配慮をもっともよくなしうる者に負担させることを目標とします。この目標を達成するため、新廃棄物法は、廃棄物の「発生」回避及び再利用に関してあらたな規定を定めました。包装廃棄物については例えば、商品を販売する者が包装物を全て回収すべき義務、それを可能な限り再利用すべき義務を定めています。³¹ これら規律は、一方では包装物の目立った削減、他方では産業界における廃棄物収集システムを生むことになりました。他の種類の廃棄物についても、類似の規律があります。³² 中古車について、この立脚点が四〇に引き継がれました。

2 非規制的手法

(a) 環境賦課金の利用は、ドイツでも、他の諸国と同様あまりに少ないといえます。実際にドイツにおいて用いられている限り、私見によれば、全くもって肯定的な決算が得られています。たとえば水法の規制の基準を補完する排水賦課金について、このことがあてはまります。⁽³³⁾ 賦課金の額は、公水中に排出される排水の量と有害性によって定められます。排水量を常に計測 (Messen) しなければならぬという問題を回避するため、賦課金の額は水法上の認可によって承認された量によって決定されます。許認可を受けた者は、賦課金の負担を軽減するために、承認官庁による認可量の削減をいつでも求めることができます。この賦課金は実際には、その額の低さ及び多くの例外要件から予想されるよりもずっと高い効果をあげています。ですから、環境賦課金がさまざまな異議 (Bedenken) や偏見に直面し、そのため他にはわずかな例しかないことは大変残念です。

(b) みなさんがおそらく関心をもつであろうもう一つの手法は、環境受託者 (Umweltbeauftragte) です。この手法の基盤となる認識は、環境法が伝統的に立脚してきたところの命令強制は、他の国家的介入の手法と同様、自己制御の手法によって補完されなければならないというものです。その作用の仕方について、環境受託者という手法は、環境監査という手法と多くの類似点を示しています。

環境受託者は、施設を稼働させている企業の機関です。その企業によって雇用され、報酬を受けています。ですから環境受託者は、所轄の環境官庁からの見張り人 (Aufpasser) ではありません。環境官庁は、環境受託者に質問する権限を有しません。それは独立した企業の助言者で、事業者に環境に関する提言を具申 (Unterbreiten) するために雇わ

れています。例えば新しい手続・過程の導入のような重要な決定が下される前に、受託者の意見が経営者（Betriebsleiter）によって聞かれなければなりません。企業内における環境良心としての任務を受託者は担うのです。受託者が有さなければならぬ知識と経験を法律が定めています。加えて、環境受託者は一定程度解雇からの保護を受けています。所轄官庁は、受託者がその義務に従っていないことを知ったとき、新しい受託者の任命を要求することができます。

環境受託者は、多くの環境法規で規定されています。大気汚染防止受託者、事故防止受託者、水質受託者、廃棄物受託者などがあります。これら受託者は、ひどく大気汚染を発生させるような、事故の危険がある、水を汚濁するような、廃棄物を発生させるような施設において、それぞれ義務づけられて（vorschreiben）いるのです。

経験的研究の示すところによると、環境受託者の実効性は、多くの要素に依存します。特に重要なのは、受託者が企業ヒエラルヒーの中で占める地位です。地位が低ければ、影響は限定されたものになります。この問題を回避するため、新しい環境諸法は、（環境受託者とは別に）企業の取締役会（Vorstand）の構成員の一人が全ての環境関係事項に関する権限を持たねばならないこと、この取締役の氏名が官庁に届け出られねばならないことを定めています。³⁴

ドイツにおける環境法と環境政策に関する私の素描の試みは、以上です。地球の反対側に位置する遠国の環境法についてこの報告に、みなさんがいくぶんでも興味を持っていただけたなら、幸いです。

註

(1) Jarass/DiMento, Georgetown Environmental Law Review 6 (1993), 47 既に述べたところである。

- (2) これについては Rengeling, in: Isensee/Kirchhof(Hg.), Handbuch des Staatsrechts, Bd. IV, 1990, 723ff; Blümel, in: Isensee/Kirchhof(Hg.), Handbuch des Staatsrechts, Bd. IV, 1990, 670ff; Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd. I, 2.Aufl., 1984, 670ff.
- (3) 環境法典プロジェクトはその例である。詳しくは後述IIのB。
- (4) 詳細は Kloepfer, Umweltrecht, 2.Aufl. 1999, 148ff.
- (5) 詳細は Ossenbühl, in: Isensee/Kirchhof(Hg.), Handbuch des Staatsrechts, Bd. III, 1988, 371ff.
- (6) 法規命令については Ossenbühl, in: Isensee/Kirchhof(Hg.), Handbuch des Staatsrechts, Bd. III, 1988, 408f; 行政規則については参照、基本法八四条二項、八五条二項。
- (7) 参照 Jarass/DiMento, ZVGIRWiss 92 (1993), 423f.
- (8) これについては Blümel, in: Isensee/Kirchhof(Hg.), Handbuch des Staatsrechts, Bd. IV, 1990, 857ff.
- (9) 例えば基本法八七〇条の領域。
- (10) Jarass/DiMento, Georgetown Environmental Law Review 6 (1993), 49.
- (11) 基本法一九条四項の基本権に基づく。
- (12) 環境法における第三者保護については参照 Kloepfer, Umweltrecht, 2.Aufl. 1998, § 8 Rn. 16ff; Jarass, ZAU 1989, 245ff.
- (13) 州自然保護法に関連規定がある。
- (14) これについては Jarass, Grundfragen der innerstaatlichen Bedeutung des EG-Rechts, 1994, 67ff.
- (15) ここで問題になっているのは規則 (Verordnung) 及び指令 (Richtlinie) である。このような概念的整理にも関わらず、これらは拘束力を有する法規である (訳注③)。EU環境法については参照 Frenz, Europäisches Umweltrecht, 1997.
- (16) このような横断的法律に関しては、後述IIのC。
- (17) 参照 von Lersner, in: Festschrift für Sendler, 1991, 259f.
- (18) これについては Kloepfer, Zur Geschichte des deutschen Umweltrechts, 1994, 81ff.
- (19) 参照 Storm, Umweltrecht, 6.Aufl., 1995, Rn.58; Kloepfer, Umweltrecht, 2.Aufl., 1998, § 2 Rn. 72ff.
- (20) 参照 Kloepfer, Zur Geschichte des deutschen Umweltrechts, 1994, 95f.
- (21) 統合的環境保護の必要に応じることがそれでもますます試みられてはいたのである。参照、連邦イミグレーション防護法一条の目的規定。
- (22) 参照 Peine, Kodifikation des Landesumweltrechts, 1996, 47.

- (23) Bohne, in: Koch(Hg.), Auf dem Weg zum Umweltgesetzbuch, 1992, 194ff.
- (24) Bohne, in: Koch(Hg.), Auf dem Weg zum Umweltgesetzbuch, 1992, 200ff.
- (25) 正確には一四七七年から一五七三年までであるが。
- (26) また参照' Breuer, Gutachten zum 53. Deutschen Juristentag, 1992, Teil B.
- (27) これについては Rehinder, NuR 1994, 314.
- (28) Kloepfer u.a., Umweltgesetzbuch-Allgemeiner Teil, 2.Aufl., 1991; Jarass u.a., Umweltgesetzbuch-Besonderer teil, 1994.
- (29) 第五九回ドイツ法曹大会での多数意見は、環境法典プロジェクト賛成であった。
- (30) Sachverständigenrat für Umweltfragen, Umweltgutachten 1994, Tz.80 以下及びそのほかの箇所については Hirschfeld, Staatliche initiierte Monopole und Verfassungsrecht, 1997.
- (31) 現行法である、一九九八年八月二二日の包装廃棄物回避のための命令 (BGBl I 2379) 参照。これについては Hirschfeld, Staatliche initiierte Monopole und Verfassungsrecht, 1997.
- (32) たとえば、廃油、ハロゲン炭化水素、ハロゲン溶剤、電池など。
- (33) 連邦排水課徴金法およびそれを具体化する州法の規定に基づく。
- (34) 参照、例えば連邦イミッシオン防護法及び Jarass, Bundes-Immissionsschutzgesetz, 4.Aufl., 1999, § 52a Rn. 4f.

* () は原文の括弧、「」は訳者が補ったものである。

(訳注1) Bundestag を「連邦議会」と訳するのが慣用的であることに鑑みて、このような変則的な訳語を宛てた。

(訳注2) Rechtsschutz を主観的権利のみを含蓄する「権利保護」と訳して良いかどうかは、特にこの文脈では問題だが、ここではわかりやすさを優先した。

(訳注3) 指令 (directive) のドイツ語訳としてあてられる Richtlinie は、行政規則等を指すのに用いられることが多い語である。
(訳注4) 連邦イミッシオン防護法。

「第一条(目的) この法律は、人、動物及び植物、土壌、水、大気、ならびに文化財その他の財産を、環境に加えられる有害な影響から保護し、また許可を要する施設に関しては、他の方法によって引き起こされる重大な不利益及び重大な負荷からそれらを保護し、環境に加えられる有害な影響の発生を防止することを目的とする」(ドイツ憲法判例研究会編集『人間・科学技術・環境―日独共同研究シンポジウム』信山社、一九九九年、三八七頁(川又伸彦訳))

(付記：本稿は、一九九九年一〇月一九日、九州大学法学部大会議室において行われた、ハンス・D・ヤーラス教授（ミュンスター大学法学部）の講演の翻訳である。（ただし、講演会后ヤーラス教授より送付頂いた修正版のペーパーに基づく）。ヤーラス教授は、一九七四年に『Politik und Bürokratie als Elemente der Gewaltenteilung (Beck Verlag, München, 1975)』で学位を取得、一九七六年に『Die Freiheit der Massenmedien-Zur staatlichen Einwirkung auf Presse, Rundfunk, Film und andere Medien (Nomos Verlag, Baden-Baden, 1978)』で教授資格を取得されている。ドイツ基本法についての『Pieroth 教授との共著のコンメンタール (Jarass/Pieroth, Grundgesetz für Bundesrepublik Deutschland, 4.Auflage, Beck-Verlag, München 1997)』など、昨年の来日時点で著書二冊を数える大家である。今回、新潟大学法学部の招聘により来日されたのを機会に、九州大学法学部国際交流基金の支援により、福岡における本講演会が実現したものである。当日は講演後、活発な質疑応答がなされた。参加者各位と関係各位のご尽力にこの場を借りて謝意を表したい。なお、当日の講演は、ヤーラス教授が予め提出されていたペーパーに基いて角松が翻訳し、質疑応答は大橋洋一教授、ローレンツ・コデリッチ助教授および角松で、必要に応じ適宜通訳した。)